

仕様書

1. 件名

地方独立行政法人京都市立病院機構の施設及び事業運営に係る各種損害保険の調達に係る入札

2. 保険契約基本事項

<1>保険契約者	地方独立行政法人京都市立病院機構
<2>保険期間	始期 2023年 4月 1日 午後4時 から 終期 2024年 4月 1日 午後4時 まで
	※ただし、財産保険は2023年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時までの2年間とする。
	※ただし、運送保険は2023年4月1日午前0時から2024年3月31日午後12時までとする。
<3>保険料支払方法	一時払(保険料払込猶予特約条項付帯) ※財産保険は長期一括払

3. 財産保険

<1>保険種類・適用約款	企業財産包括保険、企業総合保険等のオールリスク型保険 ※普通保険約款以外の約款を使用することも、本仕様書の条件を満たすことを前提にこれを可とする。
<2>被保険者	地方独立行政法人京都市立病院機構
<3>保険の目的	被保険者が所有若しくは使用する次に掲げる資産台帳又は帳簿記載の全ての固定資産とする。 ・ 建物(建物附属設備を含む。)、屋外工作物 ・ 物品(機械・装置・器具・工具・什器・備品等) ・ 基礎工事、門、へい、かき、建物外に設置された煙突、煙道、コンクリート水槽 別紙に明記する以下の資産を含む。 ・ 棚卸資産(医薬品、診療材料等) ・ 書画、骨董、美術品 ※詳細は、<添付資料 財産保険目的明細書と美術品明細書>を参照のこと
<4>保険の内容	
1) 補償範囲	下記事故による損害について担保する。 ①損害保険金 ・ 火災、落雷、破裂・爆発 ・ 風災、ひょう災、雪災 ・ 電気的・機械的事故 ※対象の範囲は、ビル付帯設備及び全ての機械・装置類 ・ その他不測かつ突発的な事故 ※水災危険は不担保とする ②費用保険金 ・ 臨時費用保険金(1構内ごとに損害保険金の30%又は500万円のいずれか低い方を限度) ・ 残存物取片付費用保険金(損害保険金の10%を限度) ・ 修理付帯費用保険金(1構内ごとに保険金額の30%又は5,000万円のいずれか低い方を限度) ・ 損害防止費用保険金(保険金額を限度)
2) 保険価額	再調達価額 棚卸資産に関しては直近会計年度の平均在庫価額とし、構内単位での在庫価額の変動に対して、自動的に協定保険価額が修正され、増加分について都度の通知および保険料の追加がない場合でも保険の目的に含まれることとする。
3) 保険金額の合計	再調達価額基準 : 39,079,153千円

構内名称	所在地	保険金額
京都市立病院	京都市中京区壬生東高田町1番地の2	36,448,621千円
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷3番	2,610,032千円
借用建物	所在地	保険金額(什器備品)
京都市黒田診療所	京都市右京区京北宮町宮野80番地の1	2,000千円
京都市山国診療所	京都市右京区京北塔町宮ノ前32	8,500千円
京都市細野診療所	京都市右京区京北細野町東ノ垣内10番地の1	8,000千円
京都市宇津診療所	京都市右京区京北中地町蛸谷口90番地	2,000千円

4) 支払限度額、免責金額(1事故あたり)

担保危険	支払限度額※	免責金額
火災、落雷、破裂・爆発	145億円	—
風・ひょう・雪災	10億円	—
電気的・機械的事故	20億円	—
その他不測かつ突發的な事故	10億円	—

※ 上記に記載の支払限度額は「1事故あたりの支払限度額」とし、保険期間中通算の支払限度額は設定しない。

※ 風・ひょう・雪災のフランチャイズ免責についても適用しない。

※ 水災危険不担保とする。

<5>免責事項

一般的な火災保険約款に定めるものと同等とする。主なものは以下のとおり。

- ①保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意、重過失若しくは法令違反
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変 又は暴動
- ③地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性による事故
- ⑤テロ行為
- ⑥万引きその他不法侵入によらない盗難

<6>付帯する特約条項

①代位求償権不行使特約条項

※地方独立行政法人京都市立病院機構の職員及び利用者に対する代位求償権不行使とする。
ただし、代位求償権不行使対象者の故意又は重大な過失によって生じた損害に対してはこの限りではない。

②多構内特殊包括契約特約条項

③支払限度額特約条項

④自動担保特約条項

⑤保険料の精算に関する特約条項

⑥新価保険特約条項

※使用する約款上の保険金支払基準が再調達価額基準である場合は、新価保険特約条項の付帯を必要としない。

<7>自動担保

新しく追加した構内の価額、又は、追加物件の累計価額が契約締結時における保険金額の30%（50億円を超えるときは50億円とし、50億円をもって保険期間中の自動担保上限額とする。）以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされない場合であっても、追加物件を取得した日から保険契約の次の応答日までの期間に限りその追加物件について生じた損害に対しても自動担保するものとする。

<8>保険料の精算

保険期間中の保険料の精算は省略することとし、追加物件の取得日若しくは除却日から保険期間満了までの未経過期間について日割で計算した保険料を保険契約の応当日に速やかに精算するものとする。ただし、自動担保累計額を減額させるため、隨時追加物件に対する追加保険料の精算が行えるものとする。棚卸資産に関しては、保険契約満了後同一保険会社にて保険契約が継続される場合保険料の精算を不要とする。

3. 運送保険又は動産総合保険

<1>保険種類・使用約款 貨紙幣類・有価証券年建運送保険あるいは動産総合保険

<2>被保険者

地方独立行政法人京都市立病院機構

<3>担保内容

以下の偶然な事故による貨紙幣類に対する損害を担保する。

- (1) 盗難
- (2) 火災・爆発
- (3) 風水災

<4>保管・移送状況

①輸送貨物：現金・小切手のみ（輸送を行うのは京都市立京北病院のみ）

②輸送手段：携行便（職員が携行し、自動車で輸送）

③輸送区間：「京北病院～金融機関」「京北病院～各診療所」の間

④保管場所：別紙「現金保管・移送リスク情報」のとおり

⑤保管期間：1週間

⑥その他、保管方法、保管・輸送額、セキュリティー状況等は別紙「現金保管・移送リスク情報」のとおり

<5>免責事項

①地方独立行政法人京都市立病院機構及び役職員等の故意、不正行為等

- ②地震・噴火・津波およびこれらに起因する津浪
- ③債券の回収不能、不渡り、相場価値の下落
- ④取引相手による詐欺
- ⑤偽造、変造、模造、若しくは贋造
- ⑥身代金の支払
- ⑦恐喝
- ⑧保管中の紛失、原因不明の数量不足
- ⑨地方独立行政法人京都市立病院機構の使用するコンピューターシステムの操作に起因する損害
- ⑩帳票又は伝票の誤記等の事務的・会計的間違い

<6>てん補限度額

1事故あたり1,000万円

※損害保険金支払い後、てん補限度額は復元するものとする。

<7>免責金額

なし

<8>その他

- ・金庫内保管期間は1週間とする。
- ・金庫外保管中も担保すること。
- ・確定精算不要方式とする。

4. 自動車保険

<1>保険種類

名称は問わないが各社認可取得の総合自動車保険を基本とする。

<2>補償内容

①契約者が所有する全車両(別紙「被保険自動車明細書」のとおり)

賠償	対人	無制限
	対物	無制限(免責金額:0円)
人身傷害		1名につき3,000万円
搭乗者傷害	死亡後遺障害	1名につき1,000万円
	入院	日額 15,000円
	通院	日額 10,000円
無保険車傷害		1名につき2億円

②契約者が所有する以下車両のみ車両保険付帯

枝番	車名	登録番号	車両価格(万円)
4	キャラバン	京都301ま4303	115
5	ハイエース	京都302ね3485	330
11	キューブ	京都502に8124	40
12	ハイエース	京都800せ1420	105
14	セレナ	京都502つ8455	40

<3>契約条件

- ・人身傷害は被保険自動車搭乗中のみ担保とする。
- ・搭乗者傷害は日額払とし、部位・症状別払は不可とする。
- ・人身傷害に関する従業員不担保特約を付帯する。
- ・搭乗者傷害に関する従業員不担保特約を付帯する。
- ・臨時代替自動車担保特約を付帯する。
- ・対物超過費用補償が付帯可能な車両には付帯すること。
- ・対人臨時費用は不担保とする。
- ・車両保険は一般条件とし、免責金額は1事故10万円とする。
- ・各社標準のロードサービスを付帯すること。
- ・別紙「被保険自動車明細書」の記載情報に車検証との相違があった場合は車検証を優先参照する。

5. 労災総合保険

<1>保険種類・使用約款 労災総合保険普通保険約款

<2>被用者

被保険者の使用者で地方公務員災害補償法等の被保険者全て(短期就労者等を含む。)

・業種区分 94

・被用者数1, 220名、賃金総額8, 489百万円

	職員数(名)		賃金総額(百万円)	
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
市立病院	934	196	7,122	842
京北病院	50	40	396	130

<3>担保内容

【法定外補償条項】

- ・被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法定外補償規程等に基づき、災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に対して、下記<4>に定める金額を限度として被保険者に保険金を支払うものとする。
- ・自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険(以下、「自賠責保険」という。)による保険金の支給を受けた場合には、その限度において、災害補償金の額を減額する。ただし、自賠責保険の保険金と見舞金との差が、見舞金の10分の8に満たない場合又は同保険金が見舞金を超える場合には、見舞金の10分の8をもって被用者又はその遺族の見舞金とする。
- ・保険金は、地方公務員災害補償法等によって給付が決定された場合に限るものとし、身体の障害区分については地方公務員災害補償法等による決定に従うものとする。
- ・同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とする。

<4>保険金額

【法定外補償条項】

被保険者における法定外災害補償規程による定額方式

<常勤職員>

	業務上(万円)	通勤途上(万円)
死亡	3,000	2,400
後遺障害1級	3,000	2,400
後遺障害2級	2,590	2,072
後遺障害3級	2,219	1,775
後遺障害4級	1,889	945
後遺障害5級	1,574	787
後遺障害6級	1,296	648
後遺障害7級	1,051	526
後遺障害8級	819	410
後遺障害9級	616	308
後遺障害10級	461	231
後遺障害11級	331	166
後遺障害12級	224	112
後遺障害13級	139	70
後遺障害14級	75	38
休業補償	定率20%	

<非常勤職員>

	業務上(万円)	通勤途上(万円)
死亡	1,860	1,200
後遺障害1級	1,540	975
後遺障害2級	1,500	940
後遺障害3級	1,460	905
後遺障害4級	875	550
後遺障害5級	745	470
後遺障害6級	615	390
後遺障害7級	485	310
後遺障害8級	320	195
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	120
後遺障害11級	145	90
後遺障害12級	105	65
後遺障害13級	75	45
後遺障害14級	45	30
休業補償	定率20%	

- <5>付帯する特約条項等 ①法定外補償条項
②通勤災害担保特約条項
③職業性疾病担保特約条項
④アスベスト危険・じん肺不担保特約条項

6. その他

- <1>本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。
<2>保険仲立人扱いとする。
<3>本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、地方独立行政法人京都市立病院機構の指示に従うものとする。
<4>保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること。